

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会情報公開規程

平成25年7月30日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第24条の趣旨にのっとり、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、本会に対する住民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「文書等」とは、本会の役員及び職員が職務上作成し又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録であって、役職員が組織的に用いるものとして、本会が管理しているものをいう。

(公開の請求)

第3条 何人も、この規程の定めるところにより、本会の会長(以下「会長」という。)に対し、文書等の公開を請求することができる。

2 文書等の公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した公開請求書(第1号様式)を会長に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 文書等の名称その他の公開請求にかかる文書等を特定するために必要な事項
- (3) その他本会が定める事項

(文書等の公開義務)

第4条 会長は、公開請求があつたときは、公開請求にかかる文書等に次のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該文書等を公開しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、公開することができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (3) 法人その他の団体(本会を除く。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。
- (4) 本会の内部又は本会と他団体との間における審議、検討又は協議に関する情報

であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの。

(5) 本会が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 調査又は試験にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は訴訟にかかる事務に関し、本会の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ、若しくは特定の者に不当な利益又は不利益を生じさせるおそれ

ウ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障をおよぼすおそれ

3 会長は、公開請求にかかる文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報にかかる部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。(公開請求に対する決定等)

第5条 会長は、公開請求にかかる文書等の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに公開決定通知書(第2号様式)又は部分公開決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 会長は、公開請求にかかる文書等の全部を公開しないとき(公開請求にかかる文書等を管理していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに非公開決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

3 会長は、前2項の規定により、文書等の全部を公開する旨の決定以外の決定をする場合は、各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

4 前3項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求書が提出された日から起算して14日以内に行わなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、会長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、会長は、公開請求者に対し、速やかに文書公開決定期間延長通知書(第5号様式)により通知しなければならない。

6 前項の場合において、会長は、公開請求書が提出された日から起算して30日以内に決定するよう努めるものとする。

(公開の実施)

第6条 会長は、第5条第1項の規定により、文書等の全部又は一部を公開する旨決定したときは、速やかに公開請求者に対し、文書等の公開を行うものとする。

2 文書等の公開は、閲覧又は写しの交付等で適切な方法により行う。ただし、閲覧の

方法による文書等の公開にあたっては、当該文書等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより行うことができる。

(費用の負担)

第7条 この規定による文書等の公開にかかる費用は、無料とする。ただし、本会は文書の写しの交付に要する実費について、公開請求者に負担を求めることができる。

(異議の申出)

第8条 公開決定等に不服がある者は、公開決定等があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、会長に対し異議申出書(第6号様式)により異議の申出をすることができる。

2 会長は、前項の異議の申出があった場合は、当該異議の申出の対象となった公開決定等について再検討を行なった上で、当該異議申出をした者に対し、文書により回答するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

公開請求書

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
会 長 様

[請求日] 年 月 日

[請求者]

住 所

氏 名

⑩

電話・FAX 番号

私は、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会情報公開規程第3条の規定に基づき、下記のとおり情報公開を請求します。

1 請求する文書又は内容	
2 情報公開の請求者の区分 (該当する区分を○で囲み、 2の場合は、該当項目にご記入下さい。)	1 個人 2 法人又は団体、その他 法人・団体等の名称 法人・団体等の所在地 法人団体等の電話番号・FAX 番号
3 文書公開の方法(該当する項目を○で囲んでください。)	1 閲覧 2 写の交付 3 その他()
4 請求の理由又は利用目的	

唐社 第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
会 長 ㊟

公 開 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付で公開請求があった文書の公開については、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会情報公開規程第5条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定したので通知します。

文書の件名 又は内容	
公開の日時	年 月 日(曜日) 午前 時 分 午後
公開の場所	
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 その他
所 管 課	電話番号

(注)

- 1 文書等の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示して下さい。
- 2 指定された文書等の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡して下さい。

唐社 第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
会 長 ㊟

部分公開決定通知書

平成 年 月 日付で公開請求があった文書の公開については、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会情報公開規程第5条第1項の規定により、次のとおり一部を公開することと決定したので通知します。なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、会長に対して異議申立てをすることができます。

文書の件名 又は内容	
公開の日時	年 月 日(曜日) 午前 時 分 午後
公開の場所	
文書等の一部 を非公開と する理由	(理由) 第 条第 項第 号の規程に該当
所 管 課	電話番号

(注)

- 1 文書等の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示して下さい。
- 2 指定された文書等の公開の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡して下さい。

唐社 第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
会 長 ㊟

非公開決定通知書

平成 年 月 日付で公開請求があった文書の公開については、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会情報公開規程第5条第2項の規定により、次のとおり文書を開示しないことと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、会長に対して異議申立てをすることができます。

文書の件名 又は内容	
文書を公開しない理由	1 第 条第 項第 号の規程に該当 2 第 条第 項第 号の規程に該当 3 公開請求があった文書が存在しません。 (理由)
所 管 課	電話番号

第5号様式(第5条関係)

唐社 第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
会 長 ㊟

文書公開決定期間延長通知書

平成 年 月 日付で公開請求があった文書の公開については、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会情報公開規程第5条第5項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

文書の件名 又は内容	
第 条 第 項 の 規 定 に よ る 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所 管 課	電話番号

異議申出書

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
会 長 様

[申出日] 年 月 日

[申出者]

住 所

氏 名

⑩

電話・FAX 番号

平成 年 月 日付唐社 第 号で通知のあった決定について、次のとおり異議の申し出をします。

1 異議の申出に係る文書又は内容	
2 異議の申出に係る決定の内容	
3 異議の申出に係る決定通知書を受理した日	年 月 日(曜日)
4 異議申出の理由	